

長崎県犯罪被害者等支援条例制定経緯

平成30年2、3月

請願・意見書等の提出

- 「長崎県犯罪被害者等支援条例」制定を求める要望
(平成30年2月16日、長崎犯罪被害者支援センター)
- 長崎県犯罪被害者等支援条例を求める請願書 (平成30年3月9日、長崎県弁護士会)
- 長崎県犯罪被害者等支援条例制定を求める意見書 (平成30年3月28日、長崎県議会)

平成30年3月～

県における課題整理

- ・ 課題として
 - ① 犯罪被害者等支援体制の充実
 - ② 犯罪被害者等が二次的被害に遭うことを防止するための施策
 - ③ 犯罪被害者等に対する迅速な経済的支援の3点を整理。
- ・ 市町との「協議の場」を設け、条例制定を含めた検討を進めることに決定。

平成30年7月～

市町との協議

- ・ 【第1回犯罪被害者等支援協議会】 (平成30年7月10日)
- ・ 【第2回犯罪被害者等支援協議会】 (平成30年8月17日)
- ・ 【第3回犯罪被害者等支援協議会】 (平成31年1月11日)
- ・ 市町の意見として
 - 県と市町が一体となった支援の充実の重要性と条例制定の必要性を認識していること、さらには、
 - 県全体で足並みを揃えるため、条例制定について県がイニシアチブをとってほしいという意見があることも確認。

平成30年10月～

有識者会議の開催

- ・ 教育、被害者支援団体、法学、司法、市町、事業者の各分野6名で構成。
- ・ 【第1回犯罪被害者等支援懇話会】 (平成30年10月26日)
- ・ 【第2回犯罪被害者等支援懇話会】 (平成30年11月16日)
- ・ 2回の協議後、
 - 犯罪被害者等支援の課題解決に必要な施策、取組み等を推進するためには条例制定が必要との中間意見をとりまとめ。
- ・ 【第3回犯罪被害者等支援懇話会】 (平成30年12月21日)
- ・ 【第4回犯罪被害者等支援懇話会】 (平成31年1月16日)
- ・ 第3回、4回で、条例素案をとりまとめ。

平成31年3月～

パブリックコメントの募集

- ・ 3月8日～4月8日、素案についてパブリックコメントを募集。
- ・ 意見10件。素案の修正を伴う意見なし。

令和元年7月16日

条例の公布・施行

- ・ 6月定例県議会で、条例案を可決。7月16日、「長崎県犯罪被害者等支援条例」を公布・施行。